

第1章 調査の概要（調査の目的、実施方法等）

第1節 調査の目的

この調査シリーズは、リーマン・ショック以降の大きな経済変動下において、企業による雇用調整とそれへの主な政策対応である雇用調整助成金¹の活用の実態を把握することを目的とした調査研究の一環として、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）が実施したアンケート調査の結果データの概要をとりまとめたものである。

この調査研究は、リーマン・ショック以降の不況下において、雇用調整助成金が広範にわたり、かつ、予算規模の上でも極めて大規模に活用された状況を受けて、その効果はもとより問題点を含めて評価・検証しておくための調査研究を、厚生労働省（担当：職業安定局雇用開発課（現：雇用開発企画課））からの全面的なご協力をいただきながら、当機構において実施することとしたものである。調査研究に当たっては、外部の学識経験者にもご参加いただき研究会（メンバー表参照）を組織して進めてきており、この調査も研究会での議論を踏まえつつ調査票を設計し、実施されたものである。今後、今回のアンケート調査結果データ等について、研究会メンバーによりさらに詳細な分析を行うこととしている。

雇用調整助成金の活用実態と政策的意義に関する研究会メンバー表

※所属は、平成25年12月開催の第5回研究会の時点のものである。

（委員）

阿部 正浩	中央大学経済学部教授	
有賀 健	京都大学経済研究所教授	
奥西 好夫	法政大学経営学部教授	
川上 淳之	学習院大学 学長付兼国際研究交流センター准教授	
神林 龍	一橋大学経済研究所准教授	
脇坂 明	学習院大学経済学部教授	（以上、五十音順にて。敬称略）

（事務局）

浅尾 裕	労働政策研究・研修機構研究所長
梅澤 眞一	労働政策研究・研修機構統括研究員
何 芳	労働政策研究・研修機構臨時研究協力員

（オブザーバー）

厚生労働省（職業安定局雇用開発課の担当者等）

¹ 雇用調整助成金制度は、平成20年12月以降、大企業を対象とした「雇用調整助成金」と、中小企業を対象とした「中小企業緊急雇用安定助成金」とにそれぞれ分離されたが、助成率等一部に違いはあるものの、制度の骨格はほとんど同じである。以下この「調査シリーズ」において、原則として、両制度を総称して「雇用調整助成金」ということとする。なお、平成25年度になって、中小企業緊急雇用安定助成金は再び雇用調整助成金に統合され、1本化された。

今回のアンケート調査の概要は、次節に示すとおりである。この調査の主な目的が当該期間において雇用調整助成金を受給した事業所（以下「受給事業所」という。）におけるその活用実態を明らかにするとともに、雇用調整助成金の給付を受けていない事業所（以下「非受給事業所」という。）との比較を行うことにあることから、回答事業所において、受給事業所と非受給事業所とが同程度のウェイトとなるようめざした。以下に報告するように結果としては、ほぼ6：4の割合となり、やや受給事業所のウェイトが高くはなったものの、目的とする分析は十分可能なデータが得られている。なお、第2章（調査結果の概要）では、今回の回答事業所全体によるデータを示すこととなるが、それは必ずしもその間におけるわが国事業所全体の平均像ではなく、あくまでも今回の調査への回答事業所の状況を示すものであることは留意する必要がある。とりわけ、雇用調整のための一時的休業を実施した事業所を相当に多く含むこととなっており、それに関するデータに関しては十分留意してみる必要がある²。ただし、この面を留意するならば、全体の傾向を一定程度反映したものとなっていると考えてもよいであろう。

また、アンケート調査の内容については、業務上のデータ等により入手可能な項目は極力省略し、事業活動の推移とその要因、雇用調整の実施状況など、業務上のデータでは得られない項目を多く盛り込んで実施した。

第2節 調査の対象、方法、回収状況等

（1）調査の名称

「雇用調整の実施と雇用調整助成金の活用に関する調査」

（2）調査対象、対象者数及び抽出の方法

調査対象事業所数は15,000事業所とした。うち、受給事業所、非受給事業所それぞれ7,500所ずつを対象とすることとした。具体的には、次のような方法で対象事業所を選定した。

受給事業所については、リーマン・ショック以降に雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。1ページの脚注1参照。）の支給を受けた全国の事業所の中から無作為に抽出された7,500の事業所データ（調査票送付のための宛名ラベルを作成するのに必要な情報のみ）を厚生労働省から提供を受けた³。また、非受給事業所については、その選定のために、厚生労働省より全国の雇用保険適用事業所のデータ（平成25年1月末時点のもの。以下「雇用保険台帳データ」という。）提供を受け、それを母集団として機構が抽出した。（本章では

² 詳細は今後検討することとしたいが、この間に雇用調整助成金を活用した事業所は、全体の6%程度であると推定される。すなわち、実際には6%程度である受給事業所が、この調査の回答事業所では60%程度占めていると考えられる。

³ 提供を受けた事業所のデータは、このアンケート調査を実施した時点では、当該7,500事業所のほか若干の予備分のみであったため、それ以外の事業所については、非受給事業所として抽出した事業所が受給事業所でないことの確認は完全にはできなかった。そこで、調査時点では可能な範囲での区分で調査を実施し、その後、雇用調整助成金の全受給事業所データの提供を受けることができたので、回収された調査票について、事後に受給の有無を確認して最終的に受給事業所と非受給事業所に区分けする方法を採った。最終的な受給・非受給別の事業所数については第3節で記述するとおりである。

前者を「受給事業所サンプル」、後者を「その他サンプル」と称することとする。)

その他サンプルの抽出に当たっては、当該母集団事業所の所在都道府県（47 区分）、産業（大分類＝20 区分）、規模（被保険者数 1～29 人、30～99 人、100～299 人、300 人以上の 4 区分）別の分布構造を踏まえた層化無作為抽出法に従い、かつ、抽出過程で、上記の受給事業所サンプルに含まれる事業所が抽出された場合には、それ以外の事業所が抽出されるまで抽出を続けた⁴。

（３）調査の実施方法

調査は、平成 25 年 6 月下旬、上記（２）で抽出した対象事業所に対して、機構が調査票を直接郵送し、回収する方法により実施した。調査票は、巻末に掲出してあるので、参照されたい。

（４）調査票の回収と有効回答

当初、調査票の回収は 7 月中旬までを予定していたが、調査対象事業所から「提出には時間がかかるが、ぜひ協力したい」旨の連絡が多数寄せられたことから、期限後も受け付け、結果として平成 25 年 9 月 27 日をもって調査票回収を締め切った。有効回答数は以下の通りであった。

有効回答総数	5,952	有効回収率	39.7%
うち 受給事業所サンプル			3,479
その他サンプル			2,466
不明 ⁵			7

第 3 節 本研究における受給事業所・非受給事業所の取扱い

以上のように回収されたが、雇用調整助成金の受給・非受給をめぐって、集計作業を進めるに当たっていくつか確認ないし検討すべき問題点があった。

第一に、調査実施手順の上で、上述のような事情（前頁脚注 3 を参照されたい。）があったために、回収されたケースのうち「その他サンプル」については、調査実施後に厚生労働省より提供を受けた、平成 20 年度以降雇用調整助成金を受給したすべての事業所データ（以下「雇調金業務データ」又は単に「業務データ」という。）と照合して、受給・非受給を確認した。

第二に、アンケート調査においても問 10 で「雇用調整助成金の支給を受けたかどうか」

⁴ 産業分類は、平成 19 年 11 月改定の日本標準産業分類大分類に従った。その際、雇用保険適用事業所であっても、本調査の目的から、調査対象にはそぐわない公務部門（外国関連の施設を含む。）、地方自治体の関連組織や公営の病院、図書館などの施設、各種の地域協議会や労働組合などの団体などについては、サンプルを抽出する母集団から除外した。なお事業所の抽出に当たっては、統計ソフトの機能を利用して乱数を発生させ、労働保険適用事業所番号を用いて、無作為に抽出した。

⁵ アンケート調査は、調査票に整理番号を付した上で、発送・回収・集計の一連の作業を実施したが、回収された調査票の中には整理番号が不明とせざるを得ない状態のものがあり、事業所の特定ができず、受給・非受給の確認ができないケースがあった。

を尋ねており、そこでの回答と業務データとを照合したところ、調査票への回答では非受給としている事業所が業務データでは受給している場合がかなりあり、一方で、回答では受給したとされていても業務データにはその記録がない場合もあった。このことは、受給サンプル、その他サンプルいずれにおいても確認された⁶。

第三に、この問 10 については、問 7（雇用調整の実施の有無とあった場合のその方法を尋ねている）への回答で、2008 年から 2013 年までの間に少なくともいずれかの年において雇用調整を実施したとする事業所が、問 8、問 9 に回答した後に、この問 10 にも回答してもらおう設計としていた⁷。ところが回収された調査票には、問 7 で全く雇用調整を実施しなかったと回答している事業所で問 10 に答えたものが一部存在したほか、問 7 に回答しなかった事業所（無回答）で問 10 に回答しているものもあった。

したがって、第二、第三の問題点から、問 10 の回答結果をそのまま受給・非受給の区分として使うことは躊躇されたところである。こうした状況を受けて、集計のあり方について研究会においても検討が行われた。その結果、最終的に本調査研究においては、業務データで受給が確認できた（または、確認できなかった）ことを以って「受給事業所」（または「非受給事業所」）とすることとした。すなわち、受給事業所とは、業務データに当該事業所のデータが存在している事業所のことであり、また非受給事業所とは、業務データの中に当該事業所が存在しない事業所のことと、それぞれ定義した。

以上の結果、本研究で用いる受給・非受給の区分によるそれぞれの事業所数は、次のようになった。

受給事業所	3,612 (60.8)
非受給事業所	2,333 (39.2)
小 計	5,945 (100.0)

※このほか、受給・非受給の区分ができない回答事業所が 7 所あった。

なお、こうした定義上の問題のほかに、いわゆるデータ・クリーニング過程を通じて、データを不明扱いとして集計することとしたものもあるが、それはその都度注記している⁸。

⁶ 問 10 は、受給・非受給の確認とともに、調査票における設問の流れとして、受給事業所のみにも回答を求める設問に誘導することを目的としたものである。したがって、問 10 で受給していないと回答した事業所は、それ以降の受給事業所向けの設問には回答（＝データ）がないことには留意する必要がある。

⁷ 問 8 は雇用調整実施の原因となった事業縮小の原因を、問 9 は雇用調整を実施した目的をそれぞれ尋ねている。

⁸ 例えば、業務データで雇用調整助成金の支給の事実が確認された事業所のうち、39 所についてはデータに問題が確認された。すなわち、雇用調整助成金の申請に係る「判定基礎期間」（支給決定に当たって支給対象の基礎となる期間（通常は 1 ヶ月以内）のこと）が 32 日以上となっていたり、マイナスになっていたりしたものがあつた。こうした場合、種々の事情があるものと推測されるが、今回の集計用のデータ・セットの中では、データ・クリーニング作業過程において基本的に無効（該当部分が無回答）扱いとした。ただし、これらの事業所は、業務データで確認された受給事業所であることは間違いのないので、設問の内容によって、集計に含める方が望ましいと考えられた場合には、これらを含めて集計した。集計に含めるかどうかは設問ごとに判断した。その場合は、原則として以下の図表の脚注において、それぞれ注記している。

【参考】回答事業所における受給・非受給に関するデータ状況

受給・非受給の事業所の定義については、最終的に上記の通り、業務データに存在が確認できた事業所を受給事業所としたが、次の図表1は、その結果を整理したものである。

表にあるように、業務データに当該事業所が存在し、かつ、事業所も「雇調金を受給した」と回答した事業所は、2,868 所であった。また、業務データの中に事業所が存在せず、かつ、問10で「雇調金は受けなかった」（「雇調金というものを知らない」を含む。）と回答した事業所又は問7でいずれの年にも「雇用調整をしなかった」と回答した事業所は、1,931 所であった。これらの事業所は、事業所側の認識と客観的な業務データ上の記録が一致している。その一方で、「雇用調整助成金を受給した」と回答しているが業務データに存在しない事業所や「受給しなかった」としているが業務データに存在した事業所などがあった⁹。

図表1 受給、非受給を区別する基準で整理した回答事業所全体の構造

業務データにおける受給記録の有無	調査票問10への回答	該当事業所数	業務データの記録と事業所の認識が一致		業務データの記録と事業所の認識が不一致又は不明	本研究での受給・非受給の取扱い
			受給事業所	非受給事業所		
「あり」	「受給」と回答	2,868	2,868			受給事業所 [3,612所]
	「非受給」と回答	77			77	
	わからない、無回答 (うち問7で「雇用調整実施なし」)	667 (593)			667 (593)	
「なし」	「受給」と回答	113			113	非受給事業所 [2,333所]
	「非受給」と回答	384		384		
	わからない、無回答 (うち問7で「雇用調整実施なし」)	1,836 (1,547)		1,547 (1,547)	289 (0)	
確認不能	「受給」と回答	4			4	区分不能 [7所]
	「非受給」と回答	1			1	
	わからない、無回答 (うち問7で「雇用調整実施なし」)	2 (2)			2 (2)	
合計(回答事業所数)		5,952 (2,142)	2,868	1,931 (1,547)	1,153 (595)	5,952所

⁹ そのような結果となった背景を完全に把握することはできないが、データ集計でできる範囲において、例えば、業務データ上受給記録があってアンケート調査回答上「受給していない」と回答している事業所について、受給した期間を集計したところ、直近の2012年は15.9%であったものの、2011年は43.5%、2010年は52.9%、2009年は68.1%となっており、受給したときからの時間の経過が影響していることが可能性の一つとして挙げられる。なお、事業所規模別の構成を集計してみたが、全体における構成と大きな違いはみられず、事業所規模が影響していることを示唆するような結果とはなっていない。

【コラム】この間の雇用調整助成金制度における要件緩和について

雇用調整助成金は、雇用保険法第62条の「雇用安定事業」の一つとして同条第1項第1号に掲げられた事業であり、具体的な要件等は雇用保険法施行規則第102条の3に規定されて実施されている。

※雇用保険法第62条第1項第1号・・・「景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。」

制度及びリーマン・ショック後の対応等としてとられた要件緩和等の概要は、次のとおりである。

- ①「経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた」として、支給対象となる事業主の要件は、当該事業所の最近3ヶ月の売上高又は生産量が前年同期比10%以上減少していることである。ただし、リーマン・ショック後の対応等として、平成20年12月から24年9月まで原則5%以上とする等の要件緩和が行われていた。
- ②①の事業主が「労働者を休業させ」たときは、支払われた休業期間中の賃金（＝休業手当）の大企業は1/2、中小企業は2/3が助成金として支給される。ただし、平成21年2月から25年3月までは、助成率がそれぞれ2/3、4/5とするなどの助成率のかさ上げが行われた。
- ③支給限度日数が労働者1人当たり1年間100日、3年間で150日とされている。ただし、平成21年6月から24年9月までは3年間300日に拡大されていた。
- ④休業と併せて教育訓練が実施された場合には、一定の教育訓練費が支給される。教育訓練費の助成額についても、リーマン・ショック後の対応等として、一定期間増額措置がとられていた。

なお、現在においては、こうした緩和措置はすべて廃止され、元に戻されている。